答 弁 第 三 五 号 平成十二年六月二日受領

内閣衆質一四七第三五号

平成十二年六月二日

内閣総理大臣 森 喜 朗

衆議院議長 伊 藤 宗 郎 殿

衆議院議員保坂展人君提出「少年審判への検察官関与」と少年えん罪に関する質問に対し、 別紙答弁書を

送付する。

衆議院議員保坂展人君提出 「少年審判へ の検察官関与」と少年えん罪に関する質問に対する答

弁書

一について

御 指摘 のいわゆる草加事件の捜査の当否については、 個別の事件の捜査の内容にかかわる事項である

上 少年審判及び民事訴訟事件における裁判所の 判断にかかわる事項であるので、 答弁を差し控えた

般論として申し上げれば、 捜査当局においては、 少 年 の特性を念頭に置きつつ、 証拠  $\mathcal{O}$ 収 集、 収

れ た 証拠  $\mathcal{O}$ 検討、 自白 の吟味等、 真相 解 明  $\mathcal{O}$ ため 必要な捜査を実施し、 的確な事実認定とこれに基づく適

切な処理を行うよう努めているものと承知している。

二及び七について

公的 な被疑者弁護制度の導入については、 司法制度改革審議会等における議論も踏まえつつ、 法務省に

おいて、 最高裁判所及び日本弁護士連合会との間で、 同制度に関連する諸問題について議論を行っている

ところである。

現 在 の刑事訴訟の実務上、 適正な取調べによって得られた被疑者の供述が事案の真相を解明する上で極

\_

の 中 音 めて重要な役割を果たしていることにか で迅速に捜査を遂げて実体的真実を追求する必要があること等を考慮しつつ、 録 画 等被疑者  $\mathcal{O}$ 取 調 ベ  $\mathcal{O}$ 在り方については、 んがみると、 最大限二十三日間という限ら 取調べ に際しての弁護人の立会いや取 れ た被疑者 広く刑事訴訟制  $\mathcal{O}$ 身柄 調 状 拘 度全体 況 束 期間 の録

白 1 7 少 実施 年審判における自白の取扱いについては、 した証拠 調べ等の結果を踏まえ、 非行事実の有無を判断しており、 家庭裁判所においては、送付された一件記録や裁判所にお その審理 の過程において、 自

 $\mathcal{O}$ 

枠組みの中で慎重に検討すべきものであると考える。

は、 士である付添人がないときは、 て円滑、 頼 調 少 ( 以 下 を確保するとともに、 少年審判における証拠 年 書 審  $\mathcal{O}$ 適正な審判の実現を図ることを目的とするものである上、 信用性に 判 「少年 ^ 0) 検察官の関与については、 法 つい 改正法案」 ても 争われる事件において裁判官と少年が対立するような状況に陥ることを回 の吟味等に関して多角的な視点を確保し、 慎重な吟味がなされているものと承知している。 という。)において、一 弁護士である付添人が付されることとされており、 今国会に お 定の事 1 て審賞 件について、これ 議 され 検察官が関与する場合に、 てい その事実認定の適正に対する る少年法等の を可能として 的確な事実認定に資す 一部を改正する法律 1 少年に るが 国民 これ · 弁護 避  $\mathcal{O}$ 

信

案

るものと考える。

三について

書類、 証 !拠物その他家庭裁判所の審判の参考となる資料については、 少年法 (昭和二十三年法律第百六

十八号)等の規定に基づいて、 可能な限り速やかに家庭裁判所に送付されるべきものであり、 捜査当局に

おいては、 今後ともその趣旨を徹底していくものと承知している。

四及び六について

少 年事 件  $\mathcal{O}$ 捜査 においては、 少年の特性を考慮し、 捜査 の時期、 場所、 方法等について慎重に配慮する

とともに、 成 人の事件と同様 客観的 な証 拠の収集を十分に行い、 これらの証拠に基 づいて事実の 存否を

的確に判断することが重要であると考えている。

捜査当局においては、 少年の取調べに際し、 少年法の精神を踏まえ、言動に十分注意するなど、 少年の

特性に配意して事案の解明に当たってきたものと承知しており、例えば、本人の年齢、 性格、 経歴等を念

頭に置きながら、 無用 の緊張を与えないよう配慮しつつ、その主張も十分聞くよう努めているところであ

ると承知している。

少 年 Ò 取 調べに際しては、 四及び六についてでお答えしたとおり、 少年法の精神を踏まえ、 その特性に

配意して事案の解明に当たることが必要であると考えている。

少 年警察活動要綱 (昭和三十五年警察庁次長依命通達第六号)は、第十二条第三号において、 少年と面

接する場合においては、やむを得ない場合を除き、 少年と同道した保護者等その他適切と認められる者の

立会いの下に行うこととしているが、 これは、 少年に無用の緊張を与えることを避け、 真実 の解明 0) ため

の協力や事後の効果的な指導育成の効果を期待するという趣旨に基づくものである。 適切と認められる者

であるかどうかは、 あくまで少年 の保護及び監 護 の観点から判断されるものであり、 少年、 -を保護 又 八は監護

する者とは 通常言えない 弁護人を念頭に置 いているものではない。 また、 各都道府県警察に お 7 て は、 少

年事 ·件の捜査等に当たっては、 個別 の事案に即し、 この趣旨に沿って対応しているも のと承知して 7 る。

捜 査 |段階における取調べに際しての弁護人の立会いについては、二及び七についてでお答えしたとおり

である。

八について

う、 会を与えており、 訟法 を告げ、また、 規定に基づき、 御 分かりやすい言葉で行うように努めているものと承知しており、 指 昭 摘のような調 和二十三年法律第百三十一 逮捕した少年被疑者については、 成人の場合と同様、 さらに、これらの権利の告知に際しては、 査は行ってい な 号) 少年の取調べに際しても、 いが、 及び 御指 犯罪 摘のような凶悪事犯を含め、 弁護人を選任することができる旨を告げた上で弁解の機 捜査規範 昭昭 個 自己の意思に反して供述する必要がな 々の少年がその内容を十分に理解できるよ 和三十二年国家公安委員会規則第二 自己の権利保護 捜査当局にお のために必要な事項 いては、 号) 刑 い旨 事 0) 訴

九について

 $\mathcal{O}$ 

理

解

は

図

5

れているものと考えている。

必 弁護人を選任することができる旨を告げた上で弁解の機会を与えており、 に際しても、 要に応じて告知をしている場合もあるものと承知している。 捜査当 局 にお 自己の意思に反して供述する必要がない旨を告げ、 V ては、 刑事 訴訟法及び犯罪捜査規範の規定に基づき、 また、 また、 家庭裁判所においても、 逮捕した少年被疑者につい 成人の場合と同様、 さらに、 刑事 手続等につい 少 年 審判  $\mathcal{O}$ の前、 7 取 ても 調べ は ま

でに、

少年審判手続等について説明がなされていると承知している。

## 十について

家庭裁判所調査官は、 家庭裁判所における少年等の行状、 経歴、 素質、 環境等の調査に関し重要な役割

を果たしているものと認識している。 また、 少年法改正法案において、一定の事件について、 少年審 判の

非行事実認定手続への検察官の関与を可能としているが、少年法改正法案における検察官関与が実現した

場合においても、 家庭裁判所調査官の役割に変更はないと考えている。